

飯能都市計画双柳南部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

(0)	- / - /	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1. 1									
				届出人(事業主名								
(事業主名) 氏名 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき □ 土地の区画形質の変更 □ 建築物の建築又は工作物の建設 □ 建築物等の用途の変更 □ 建築物等の形態又は意匠の変更 □ 建築物等の形態又は意匠の変更 ※該当する項目にチェックをする。 記 1 行 為 の 場 所												
2	行為の差	着手予定	日		年		月	日				
		は施行方法			,			·				
									m²			
(2)	(イ)行	丁為の種別	<u>[]</u>	(建築物の		工作物	の建設	()	(新築・	改築	增築・移	転)
建は	(口)				届	出音	ß 分	届出	以外の部	汾	合	計
築工	設	(I)	敦 地	面積			m²			m²		m²
物作	計	(Ⅱ) 類	建築又は	建設面積			m²			m²		m²
の物	\mathcal{O}	(III) ž	正べ	面積			m²			m²		m²
建の	概	(IV) F	高さ		(V)	用途						
築建	要		地盤面	から	(VI)	かきて	カナン	くの構	告			
又設				m	(11)	高さ		\ ▽ ノ / 竹・	旦		m	
(3)	 建築物	<u> </u> 物等 (イ) 亦面:	 部分の延べ	<u> </u> :	lu1 C	<u>:</u>				m²	
(3)	在 来 10	(1)			`田/闵		()	() 亦		仝	111	
の												
		等の形態に	 マ <i>は</i> 音匠			変	 更内名	<u> </u>				
(1//	工术的	1 - 2 11/2 152/2	八多形件	··				4				
摘	要											

- 備考 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。



飯能都市計画双柳南部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

(<i>a</i>) (、元/ ま	以 比	111	又												
							、住所	•								
					(事	業主名	名) <u>氏</u> /	<u> </u>								
都市	計画法第	第5 8 🕯	条の:	2第1	項の規	見定に	基づき	<u> </u>								
	土地の	区画形	質の変	変更			_									
	□ 建築物等の用途の変更															
	and the state of t															
※該当	する項目	目にチ.	エック	クをす	る。											
							誩	1								
1	行 為	の場	所													_
	行為の						年		月		日					
	行為の気						年	Ē.	月		日					
	設計又は		- •-					_								
	土地の区	-		更				或のロ								m²
(2)		う為の 種	重別	(建	築物(り建築・)				•増築• 種	
建は	(口)						届	出	部	<u>分</u>	届出	出以夕	トの部		<u>合</u>	計
築工	設	(I)	敷	. 地	面	積				m ²				m²		m ²
物作	計	(II)		色又は						m ²				m²		m ²
の物	(7) Hant	(III)	延	ベ	面	積	()		^	m ²				m²		m²
建の築建	概	(IV)	高さ				(V)	用证	金							
架建 又設	要		圤	盤面	から		(VI)	カッき	き又に	はさく	の構	造				
- '/-						m		ī [‡]	事さ						m	
(3)	建築物	7等 ((イ)	変更	部分の)延べ	面積								m²	
\mathcal{O}		((口)	変更	前の用	途				())	变更後	の用語	途		
用途の変更																
(4)	建築物等	等の形態	態又に	は意匠	の変す	1			変更	内容						
1_1.																
摘	要	1														

- 備考 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。